

2020年12月3日

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」は、2020年4月1日から12月31日までの間に、中小企業で雇用されている労働者で休業手当を受けることができなかった方を対象に、休業前賃金の8割を国が支給する制度です。

申請に必要な書類作成に事業主の協力が得られない場合も申請可能ですので、経済的理由によりやむを得ずアルバイトをしている方で下記要件にあてはまる場合は、厚生労働省「[リーフレット](#)」を確認のうえ申請をご検討ください。

記

■ 申請要件

- 1) 令和2年4月1日から12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者
- 2) その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

■ 申請期間

休業した期間	締切日（郵送の場合は必着）
2020年4月～9月	2020年12月31日（木）
2020年10月～12月	2021年3月31日（水）

以 上